

北九州市後期中等教育に関する検討会議の開催に関する要綱

(目的)

第1条 本市が設置する後期中等教育学校の在り方を検討するため、北九州市後期中等教育に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 検討会議の構成員は10名以内で組織する。

- 2 構成員は、学識経験者や教育関係者、その他関係者の中から教育長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から令和3年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 検討会議には座長を置く。

- 2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議の公開等)

第5条 検討会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(守秘義務)

第6条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(運営)

第7条 検討会議は、必要があると認めた場合は、関係者から意見又は説明を求めることができる。

- 2 検討会議の事務局は、教育委員会事務局に置く。
- 3 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。